

令和2年7月9日発信

改正卸売市場法の施行などについて

I. 改正卸売市場法の施行について

改正卸売市場法が令和2年6月21日に施行されました。

これに伴う道内卸売市場の認定市場への移行状況や、北海道が発出した地方卸売市場事務取扱要領などは次のとおりです。

- 1 道内のこれまで農林水産大臣の開設認可を受けていた中央卸売市場（1）及び北海道知事の開設許可を受けていた地方卸売市場（72）は、全て中央・地方の卸売市場の認定を受けました。

なお、「北海道の卸売市場の活性化に向けて」の本道卸売市場のあらましに、道内卸売市場の状況が掲載されています。

- 2 「北海道地方卸売市場事務取扱要領」が6月21日に制定されています。要領には、申請・届出・報告の手続きや地方卸売市場の運営等に関する事項が規定され、毎年提出が必要な運営状況報告書（卸売業者が開設者に毎年提出する事業報告書を含む）などが示されています。

- 3 「北海道の卸売市場の活性化に向けて」は、北海道地方卸売市場条例の廃止後においても、卸売市場が生鮮食料品等を安定的に供給する役割を果たすよう、卸売市場の現状・課題及び目指すべき姿等を示したものとしております。

※ 改正卸売市場法等や北海道地方卸売市場事務取扱要領の規定に基づく申請・届出・報告様式のファイルについては、当協会ホームページの「卸売市場関係法令等」から進んでご利用ください。

II. 北海道花きの振興に関する条例について

北海道議会令和2年第2回定例会において、議員提案された「北海道花きの振興に関する条例案」が、7月3日に原案可決されました。

条例は、花き産業の持続的な発展及び道民の豊かで健康な生活の実現を目的として、道や道民、花き産業事業者等の役割や、花きの振興施策が規定され、8月7日を北海道花の日に制定することが概要となっています。

Ⅲ. 生鮮食料品流通情報（市況情報）の提供終了について

協会ホームページで提供していましたが生鮮食料品流通情報（市況情報）は、6月30日で終了いたしました。

生鮮食料品流通情報の提供にご協力をいただきありがとうございました各市場の皆様にご改めて御礼申し上げます。

なお、東京都中央卸売市場や大阪市中央卸売市場、札幌市中央卸売市場、函館市青果物地方卸売市場、小樽市公設青果地方卸売市場、帯広地方卸売市場、旭川生花地方卸売市場等や、マルトマ苫小牧卸売(株)はFacebookで発信など、各市場がホームページで市況情報を掲載しています。

Ⅳ. 一般社団法人全国青果卸売市場協会 令和2年度定時総会などについて

(一社)全国青果卸売市場協会(全青協)は、令和2年度定時総会を新型コロナウイルス感染防止対策のため書面開催とし、令和元年度事業報告並びに令和2年事業計画及び収支予算の報告や、令和元年貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認、令和2年度会費の賦課及び納入方法、任期満了に伴う役員を選任、令和2年度役員報酬の4件の議案が決議されました。また、令和2年度書面臨時理事会では、当協会の角谷 靖代表理事会長が副会長に選任されました。なお、本年度は愛媛県松山市で開催することとしていた全国大会は、中止することとしています。

Ⅳ. 卸売市場における新型コロナウイルス感染予防対策について

新型コロナウイルス感染者の発生が続いています、農林水産省のホームページで対応・業務継続に関するガイドラインや支援策なども公開されています、各施設の実情に応じた感染予防対策や従業員の感染予防・健康管理等の取組を推進していただきますようお願いいたします。

※新型コロナウイルス感染症に関する情報は、次のホームページで公表されています。

(農林水産省ホーム > 注目情報 新型コロナウイルスについて)

(厚生労働省ホーム > 新型コロナウイルス感染症について、こちらをご覧ください)

(北海道ホーム > 新型コロナウイルス感染症に関する情報)

会議案第2号

北海道花きの振興に関する条例案

北海道花きの振興に関する条例

花きは、その彩りの美しさや香りにより、多くの人々に潤いと安らぎを与え、豊かで健康な暮らしをもたらしている。北海道では、冷涼な気候を生かした花きの生産が国内有数の規模で行われており、高品質な花き産地として高い評価を得ている。

今後も高品質な花きの産地としての評価を維持していくためには、花きの生産、流通及び販売を行う者の担い手不足や高齢化の進行、さらには花きの需要が減少しているといった課題があり、これらの課題に対応していく必要がある。

こうした考え方に立って、花きの振興に関する施策を総合的に推進することにより、花き産業の持続的な発展及び花きを活用した道民の豊かで健康な暮らしの実現を目指し、道民の総意としてこの条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、花きの振興に関し、道、道民、花き産業事業者及び関係団体の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、花きの振興に関する施策を推進するとともに、花き産業の持続的な発展及び道民の豊かで健康な生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「花き」とは、観賞の用に供される植物をいう。

2 この条例において「花き産業」とは、花きの生産、流通及び販売の事業をいう。

(道の役割)

第3条 道は、花きの振興に関する施策を総合的に推進するものとする。

2 道は、花きの振興に関する法律（平成26年法律第102号）第4条第1項に規定する振興計画を策定するものとする。

3 道は、花きの振興に関する施策の推進に当たっては、国、市町村、道民、花

き産業事業者（花き産業を営む者をいう。以下同じ。）及び関係団体との連携に努めるものとする。

（道民の役割）

第4条 道民は、花きに対する理解を深め、日常の生活で花きを活用するよう努めるものとする。

2 道民は、道の実施する花きの振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（花き産業事業者等の役割）

第5条 花き産業事業者及び関係団体は、質の高い花きの供給及び道民の花きの活用を促進するための普及啓発に努めるものとする。

2 花き産業事業者及び関係団体は、道の実施する花きの振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（花きの振興に関する施策）

第6条 道は、花き産業事業者の安定的な生産及び流通の高度化を図るため、人材の育成その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 道は、家庭、学校、地域その他の道民の日常の生活における花きを活用した取組を促進するため、花きとのふれあいの場及び機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 道は、道民の花き及び花きの文化に対する理解を深めさせるため、普及啓発、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

4 道は、まちづくり及び公共施設、社会福祉施設その他施設における花きを活用した取組を促進するため、花きの活用に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

（北海道花の日）

第7条 道民の花きに対する関心及び理解を深めさせるとともに、積極的に花きを活用する機運を高めるため、北海道花の日を設ける。

2 北海道花の日は、8月7日とする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、社会経済

情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

説 明

花きの振興に関し、道、道民等の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、花きの振興に関する施策を推進し、花き産業の持続的な発展及び道民の豊かで健康な生活の実現に寄与することとするため、この条例を制定しようとするものである。